

## 固定資産(評価)証明書(窓口で申請)

いつ	随時
だれが	納税義務者本人及び同一世帯の人
代理の可否	可(委任状が必要)
方法	受付窓口へ直接
受付窓口	<p>市役所 税務課 資産税係(1階) 電話0265-78-4111 内線2241、2244</p> <p>高遠町総合支所 市民福祉課 市民生活係 (旧町管内の物件に限る) 電話0265-94-2551</p> <p>長谷総合支所 市民福祉課 市民生活係 (旧村管内の物件に限る) 電話0265-98-2211</p>
受付時間	午前8時30分～午後5時15分
休日	土・日曜日、国民の祝日(休日)、12月29日～1月3日

提出する書類	証明書交付申請書(窓口にあります)
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人確認書類               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 官公庁が発行した顔写真つき書類 運転免許証、住民基本台帳カード(写真つき)、パスポート、 身体障害者手帳、療育手帳、在留カード 等</li> <li>(2) (1)の書類がない場合(次のうち2種類) 健康保険証、年金手帳、預金通帳、診察券、クレジットカード、 銀行カードなど本人しか持ちえないもの</li> </ul> </li> <li>・ 所有者が被相続人の場合は、それを証明できる書類</li> <li>・ 委任状(第三者(本人、同一世帯の人以外)が申請する場合)</li> </ul> <p>※法人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人確認書類(来庁した法人代表者又は代理人)</li> <li>・ 社印</li> <li>・ 委任状(社印を持参できない場合)</li> </ul>
費用	1所有者につき300円(共有資産は別所有者となります)
お渡しするもの	固定資産(評価)証明書